

下高瀬小学校いじめ防止基本方針及び基本的施策

I 基本方針

- 1 いじめに対する基本認識と全関係者による対応
「いじめ」を「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」とする定義に照らして、その未然防止と早期解消のためにすべての関係者が連携して取り組みます。
- 2 早期発見・早期対応
日頃から子どもが発する危険信号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的にいじめアンケート調査を実施するとともに、個人面談等を通して、子どもの悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。
- 3 いじめを許さない学校づくり
「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて、子ども一人一人に徹底します。また、情報モラル教育の充実に努めるとともに、小中学校が連携を深め、継続的な指導と個に応じた支援を充実させます。

II 基本的施策

- 1 未然防止対策
 - (1) 絆を深め連携を図る
 - ① 児童が登校から下校まで、担任及び学年団教職員は児童に寄り添い、教員がいない状況でできるだけつくらないようにする。
 - ② 児童と担任および関係教員が互いの絆を深める学級経営や授業その他におけるコミュニケーションに努力する。
 - ③ 学級担任は、保護者、校内の教職員、スクールカウンセラー等の関係者と連絡を密にし、気になる児童の情報が風通しよく伝わり、連携を図ることに努める。
 - ④ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - (2) 心を耕す
 - ① 道徳の時間及び日常の道徳教育の充実、人権・同和教育の推進により、豊かな心の育成に努める。
 - ② 人のためになる活動と「ありがとう」が言えることのために、発達段階に応じた取り組みをし、自尊感情と思いやりの心を高める。
 - (3) 未然防止のための仕組み
 - ① 毎月1回「なかよしアンケート」を実施し、人間関係や児童の悩みを把握し受け止めることに努める。「なかよしアンケート」の結果は、管理職に報告し、必要に応じて相談する。
 - ② 生徒指導部会及び運営ミーティングでは、毎回いじめについて情報交換することとし、終礼、職員会議、校内子ども支援委員会では、必要に応じていじめの防止及び対応について協議する。
 - ③ 児童や保護者からいつでも相談できるように、保健室便り、学校だより等で呼びかけるとともに、スクールカウンセラーとの面談についても毎月お知らせする。
- 2 いじめが発生したときの対応
 - (1) いじめが発生したときは、「下高瀬小学校の危機管理マニュアル」の「8 いじめの訴えがあった」に従って対応し、その内容を日常から共通理解しておく。（下記は、その内容）

8 いじめの訴えがあった

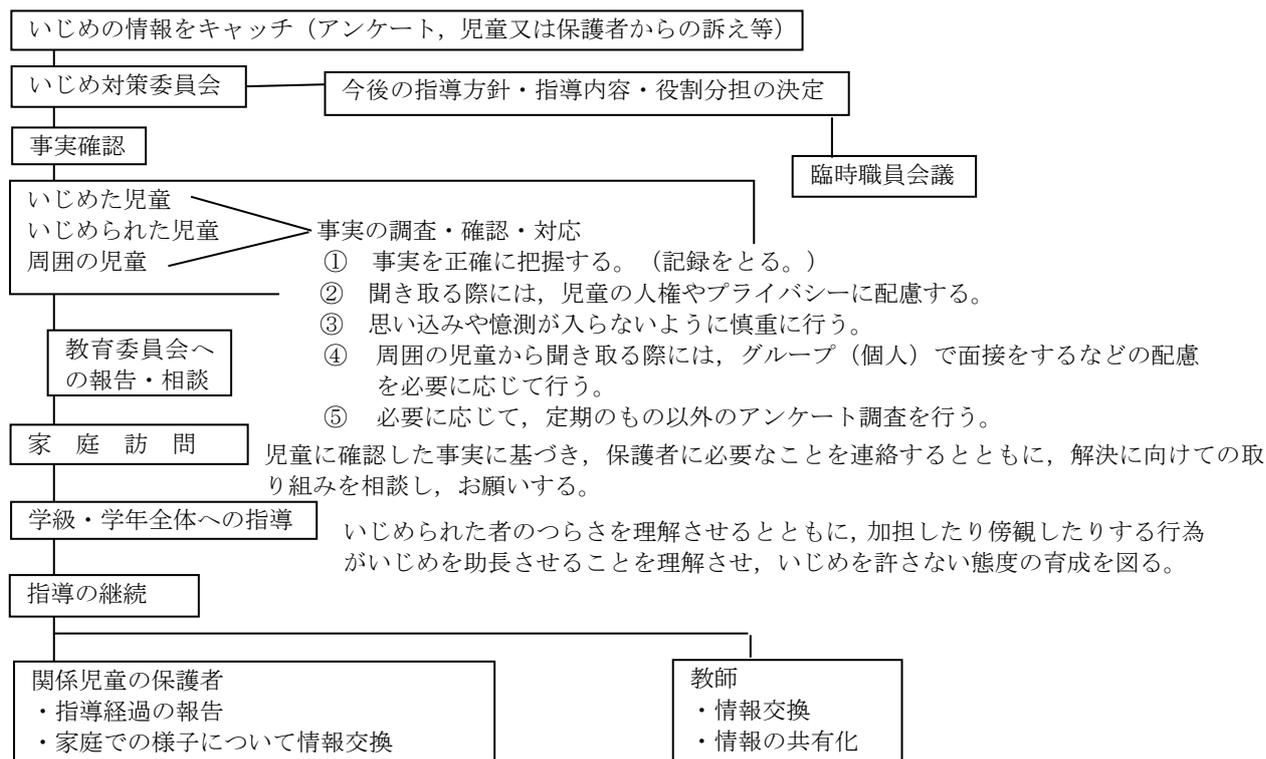
1 いじめとは

当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」（平成18年度文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より）

2 対応のポイント

- (1) 児童や保護者などからいじめの訴えがあった場合は、管理職に報告し、早急に対応することが第一。担任の判断でそのまま見守るとか、いじめではないだろうと判断しない。
- (2) 具体的な対応については、教師の見えていないところで行われる場合が多いことから、関係教員で組織的に見守ったり支援、指導したりする。

3 対応の手順



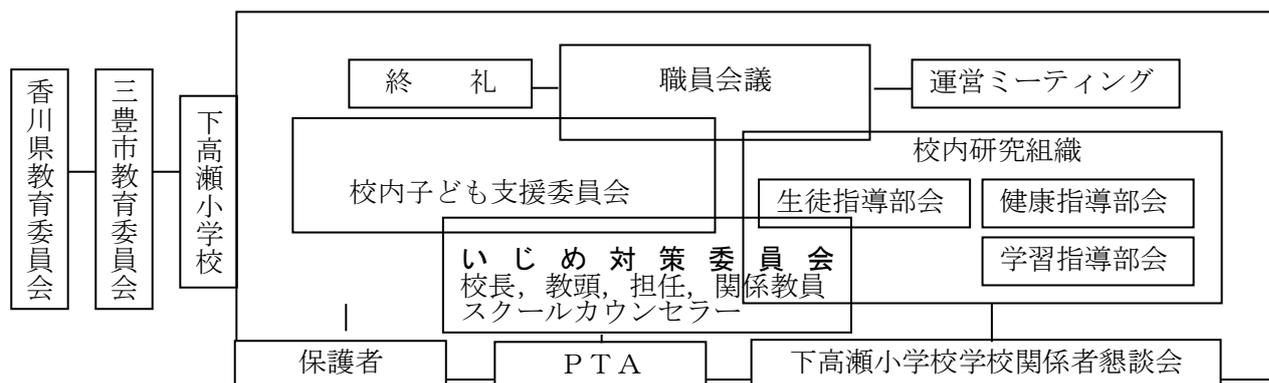
4 その他

関係機関との連携

- ① スクールカウンセラーやS S W, 相談機関と連携を図る。事例によっては, 専門家や専門機関職員の指導を受け, 適切な処置を行う。
- ② 暴力や恐喝などを伴う場合については, 警察との連携を図る。
- ③ 重大ないじめ事案については, 懲戒, 出席停止の運用等も含めて教育委員会の指導を仰ぎながら対応する。

3 全関係者によるいじめ防止・対策のための組織

いじめ防止・対策の連携組織



4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

- (1) 学年に応じた情報モラル学習を学活又は総合的な学習の時間に行う。
- (2) 年に1回程度, 保護者対象の情報モラル教室をPTA行事として開催する。

5 重大事態への対処

- (1) 事実関係が確定した段階で重大事態としての対応を開始するのではなく, 疑いが生じた段階で調査を開始する。その際, 被害者・保護者に対して丁寧に説明を行い, 被害者等の意向を踏まえた調査を行うようにする。
- (2) 疑いが生じた時点で教育委員会に報告を行い, 「いじめ対策委員会」において, アンケートや聞き取りなどの調査を行う。調査の結果については, 被害者・保護者に対して個人情報以外の適切な情報を必要に応じて提供する。